

芦沢小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) いじめ問題に関する基本的認識

「いじめ」については、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ものであることを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に対処する。

①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

②いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るといいう危機管理を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず、家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通して、かけがえない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組が必要である。

2 本校の対応策

(1) 未然防止

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

【(学校におけるいじめの防止) いじめ防止対策推進法 第15条】

①児童一人一人を大切にした『楽しい授業、わかる授業』の確立

「授業が楽しい」「授業が分かる」ことが、学校生活に充実感を味わう重要なこととなる。そのためにも、個に応じたきめ細やかな指導、一人一人の学習成果の見届け、友達との学び合いなど常に授業改善に努める。

②道徳教育・人権教育の充実

学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に道徳教育、人権教育を通して、このような指導の充実を図る。

③自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組み

特別活動をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者とのかかわる機会を工夫し、それぞれが違い、それぞれのよさを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」という自己肯定感や「人の役に立った」という自己有用感、そして自分を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取る経験が、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、三世代交流活動等、地域の方々とのふれあい活動などの人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図る。

④教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について相談したり、気軽に話をしたりすることができる職場の雰囲気大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

⑤保護者・地域への働きかけ

P T Aの各種会議や学級懇談時等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために学校・学年だより等による広報活動を積極に行う。

(2) 早期発見

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
 - 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 【(いじめ早期発見のための措置)いじめ防止対策推進法 第16条】

①日々の観察

授業中はもちろん、休み時間等においても児童の様子に目を配る。児童とともに過ごす機会を積極的に設けることはいじめの早期発見につながる。

また、日記等を活用して児童の様子や気持ちを知ることなどの積極的なかわりを通すなど担任と児童、そして保護者と日頃から連絡を密にすることで信頼関係を構築する。

②教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要になる。

学期に1回、教育相談週間を設け、児童を対象にした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

③いじめ実態アンケートの実施

年間3回の「困りごと調べアンケート」を実施し、個別に話す場を設定する。

教職員が「いじめチェックリスト」を活用し、客観的に子どもたちを観察し、いじめ早期発見に努める。

アンケートはあくまでも発見の手だての一つであるという認識をもつ。

④生徒指導協議会の効果的運営

月に1回の生徒指導協議会において、全職員による情報収集や解決方法等の話し合いを行うことにより、早期発見に結びついたり、指導方法について共通理解を図ったりする。

(3) 早期対応

①いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報の確認



正確な実態把握



指導体制、方針の決定



児童への指導・支援

保護者との連携



今後の対応

- 組織の招集する
- いじめられた児童を徹底して守る
- 見守る体制を整備する

- 当事者双方、周りの児童から聴き取る（記録）
- 全職員と情報を共有し、正確に把握する
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

- 指導のねらいを明確にする
- 全職員に共通理解を図る
- 対応にあたる教職員の役割分担を考える
- 教育委員会、関係機関との連携を図る

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く
- いじめた児童に「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を指導する
- 直接、面談し、具体的な対策を話し合う
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を確認する

- 継続的に指導や支援を行う
- 養護教諭等の活用を含めた心のケアにあたる
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う

②いじめ発見時の緊急対応

i) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられている相談にきた児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、場所や時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別な場所で行う。

ii) 事実確認と情報の共有

いじめ事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

③いじめが起きた場合の対応

i) いじめられた児童に対して

児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感し、心の安定を図る
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える
- 必ず解決できる希望をもたせる
- 自信をもたせる言葉かけなど、自尊感情を高める配慮を行う

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する
- 保護者のつらい気持ちや不安感を共感的に受け止める
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える
- 家庭で児童の変化等に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える

ii) いじめた児童に対して

児童に対して

- いじめた気持ちや状況等について十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導する
- 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする

iii) 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級及び学校全体に示す
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

④いじめの重大事案が起きた場合の対応

i) 重大事案とは

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

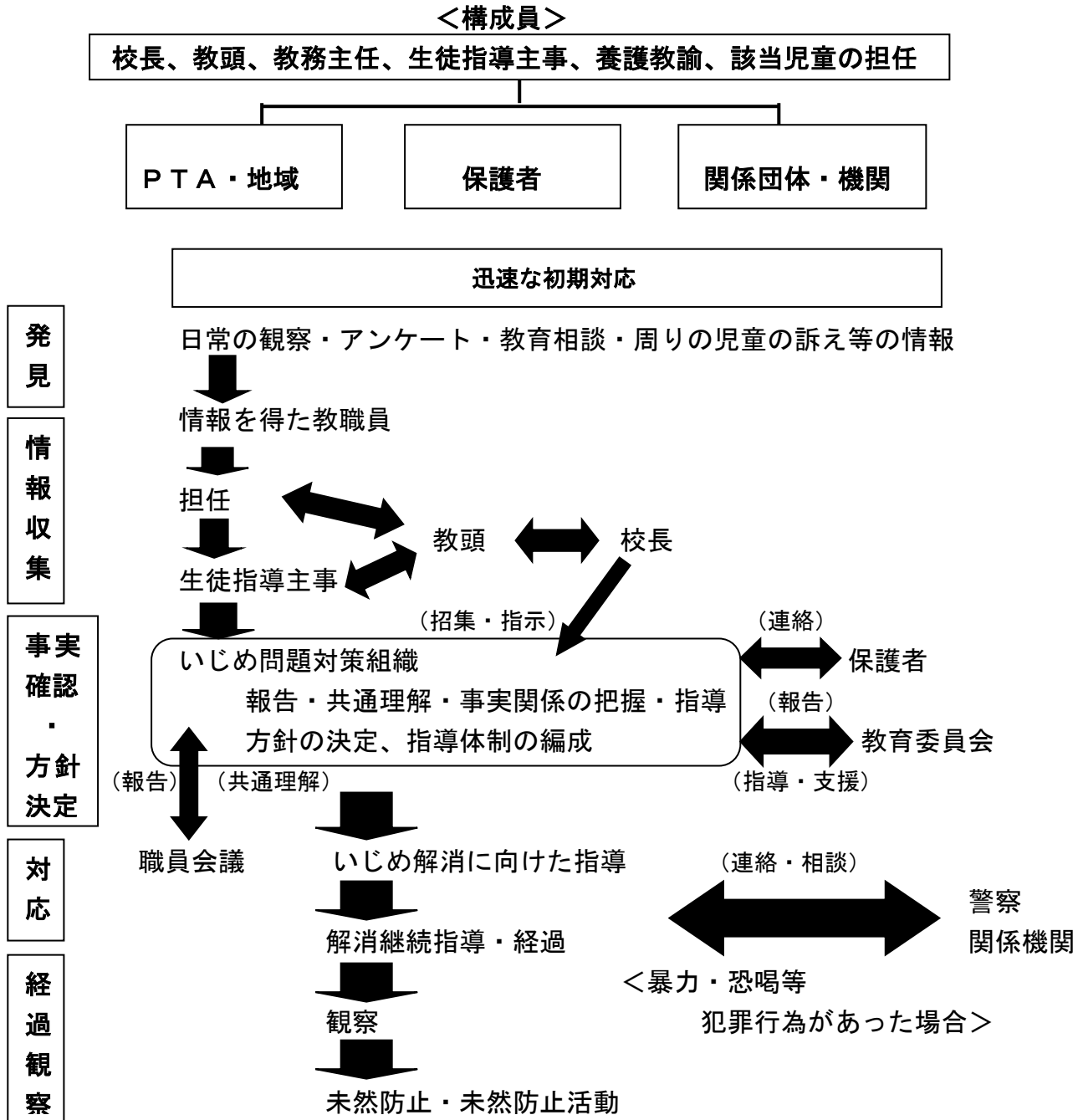
ii) 対処の方法

- 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会へ報告をする。
- 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

3 組織対応マニュアル

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題対策委員会



発見

情報収集

事実確認・方針決定

対応

経過観察

※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。即日対応を基本とする。

(2) 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の情報について情報交換等「顔の見える連携」が大切である。

①教育委員会との連携について

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

②出席停止について

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ問題対策組織において出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する。出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点からの措置である。

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

【(校長及び教員による懲戒) いじめ防止対策推進法 第25条】

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

【(出席停止制度の適切な運用等) いじめ防止対策推進法 第26条】

③警察、地域等その他の関係機関等との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に対しては、早期に田村警察署に相談し、連携して対応する。そのために、定期的、または必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

また、いじめた児童のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れ対応する。

(3) 教職員の研修の充実

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

【(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

いじめ防止対策推進法 第18条】

いじめ問題を防止するには、教職員の指導力の向上が欠かせない。計画的に校内研修会を実施し、いじめ問題について全教職員の共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせる等、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を実施する。

いじめチェックリストの例 (定期的実施)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 授業への意欲をなくしている。 | <input type="checkbox"/> 衣服に汚れがある。 |
| <input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 | <input type="checkbox"/> 食欲がなかったり、嘔吐や頭痛を訴えたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 授業中に抜け出すことがある。 | <input type="checkbox"/> 常に人のいいなりになっている。 |
| <input type="checkbox"/> 発言や意見に対して無視ややじがある。 | <input type="checkbox"/> 日記や手紙で不安や悩みを訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 正しい意見を述べても支持されない。 | <input type="checkbox"/> いつもいっしょにいる友達と遊ばなくなる |
| <input type="checkbox"/> ほめられるとはやされる。 | <input type="checkbox"/> グループがかわるなど交友関係がかわる。 |
| <input type="checkbox"/> 何かがおきるとすぐに名前があがる。 | <input type="checkbox"/> 休み時間や放課後一人でいることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 何かに付け、非難される。 | <input type="checkbox"/> 教科書、カバンへのいたずらが見られる。 |
| <input type="checkbox"/> いつもふざけ半分で名前があがる。 | <input type="checkbox"/> かばんや靴がかくされる。 |
| <input type="checkbox"/> 人格を否定するあだ名が付けられている。 | |
| <input type="checkbox"/> 「いないほうがいい。」などと言われる。 | |
| <input type="checkbox"/> トイレなど人目がつきにくいところから、グループで出てくる | |
| <input type="checkbox"/> 保健室に出入りすることが多くなった。 | |
| <input type="checkbox"/> 刃物を持ち歩いている。 | |
| <input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が多くなる。 | |
| <input type="checkbox"/> 職員室の前をうろうろする。 | |
| <input type="checkbox"/> 教師を避ける行動がある。 | |
| <input type="checkbox"/> 班長など、責任のある役職を突然やめたいと言う | |
| <input type="checkbox"/> いつもおどおどしている。 | |
| <input type="checkbox"/> 生気がない。 | |
| <input type="checkbox"/> 理由のない、傷や打撲のあとがある。 | |
| <input type="checkbox"/> 机やロッカーが汚くされたり、落書きされたりしている。 | |